

給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指 定 番 号				※市町村ごと に異なります	
宛 名 番 号					
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号				課・係	
				氏名	
				電話	
給 与 所 得 者				(内線)	
受給者番号(整理番号)		フリガナ		(ア) 特別徴収税額 (年税額)	異動年月日
氏 名		フリガナ		(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)
生年月日		昭和・平成 年 月 日		円	月から 月まで
個人番号		昭和・平成 年 月 日		円	月まで 月まで
1月1日 現在の住所		昭和・平成 年 月 日		円	円
給与の支払を受け なくなった後の住所		昭和・平成 年 月 日		円	円

異動の事由		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額	
1. 退職 2. 転勤 3. 合併 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 会社解散 8. 住所誤報 9. その他 (特別徴収不可)		1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須) { 月分で納入 } (月 日納期分) 3. 普通徴収 { 理由 }		円	
		控 除 社 会 保 険 料 額		円	

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由		徴 収 予 定		
1. 異動が 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)		徴収予定 月 日	徴収予定額	徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)
2. 異動が 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		・	円	円
異 動 者 印		・	円	円

相続人の氏名等		
氏名	続柄	
住所		
電話		

※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。

1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例：乙欄適用者)
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例：年間の給与支給額が〇〇万円以下)
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例：給与の支払が毎月でない)
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		新しい勤務先では		※市町村記入欄
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地		月割額 円を		
フリガナ		月分から徴収し、納入します。		
氏名又は名称		新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。		
代表者の職氏名印		電話 (内線)		納入書 要 ・ 不要

【提出先】 〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地 山武市役所 市民部 課税課 市民税係

御注意
 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
 2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
 3 転勤(再就職等)により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
 4 新たに「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。また、「前勤務先が個人事業主の場合」「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
 5 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に一括徴収することが義務づけられています。